

根拠条文

○金沢市屋外広告物等に関する条例（一部抜粋）

（景観保全型広告整備地区）

第10条 市長は、良好な景観を保全するため、良好な屋外広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な地域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 屋外広告物等の表示及び設置に関する基本構想

(2) 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 景観保全型広告整備地区において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、補助金の交付等の財政的な援助を行うことができる。

6 景観保全型広告整備地区において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第7条、第8条又は第12条第4項若しくは第5項の規定による市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

7 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。